

平成17年(行ウ)第23号 公務外認定取消請求事件

原告 大友博子

被告 地方公務員災害補償基金宮城県支部長

2006年11月16日

仙台地方裁判所第1民事部 御 中

原告訴訟代理人弁護士 佐藤由紀子
同 土井浩之

準備書面(6)

第1、業務必携(甲第2号証)の作成経過について

1、業務必携は、全中大会を行うにあつて必須のものである。大会運営は、この業務必携に基づいて運営されることになる。したがって、業務必携は大会の始まる前に完成されている必要があり、大会開始前には大会関係者に確実に配布されていなければならない。したがって、業務必携の作成作業は、確定的に期限の区切られた作業である。

そして、大会当日に突然に来た大会関係者でも、この業務必携さえ見れば大会において何をどのように行えばよいのかがわかるように作成されている必要がある。業務必携の作成作業は、ミスが許されない、しかもきわめて高い完成度が要求されている作業なのである。そのためには神経を集中させて作成することが求められている。

大会事務局はこのような業務必携の作成を担当することになる。その中心になるのが、総務部であり総務部長である。亡大友雅義は、この総務部長の職務についていた。

2、業務必携の作業は、大会の前々年度から大会視察を行うなどして、その下準備がはじまっている。しかし、実際の作業が始まるのは、その年の6月になってからである。本件においても平成10年6月から実際の作業を開始する予定であった。

すなわち、業務必携の作成計画では、6月10日頃に役員就任の可否についての問い合わせが発送され、18日頃には役員名簿が完成される予定になっていた。その後、6月下旬には、業務必携の作成についての会議が持たれ、7月中旬には大会の補助員の予定者を依頼し、これについての派遣要請を行うことになっていた。

このような作業を行った上で、7月下旬から業務必携の作成・整理作業が具体的に開始される予定となっていた。

この業務必携の作成・整理作業は、総務部の仕事となる。

総務部による業務必携の作成・整理作業は、総務部の担当する部分の作成だけでなく、競技部、広報・資料記録部等の作成した部分を受け取り、その取りまとめを行う形でなされる。

各部の作成した部分も含めて、整理・校正がなされるが、この作業は、7月下旬頃からはじめられ、7月末には基本的に完了することになっていた。そして、8月3日には、仮綴の業務必携を作成し発送する。その後、8月10日頃までに補充作業が行われ、12日に納品がなされるというスケジュールで作成作業がおこなわれる予定であった。この完成は、大会運営に当たっては、必須のものであり、完成予定日を遅らせることは絶対にできないもの

であった。

このスケジュールにあわせるために、総務部は、6月から業務必携作成に向けての準備作業を開始することになる。この準備作業は、総務部長が実質的に担うことになった。

さらに、全中の申し込み締め切りが8月11日であり、組み合わせ抽選会が13日となっていたことから、組み合わせ表等は、納品がなされた後に補充して作成されることになっていた。

- 3、上記のように、業務必携の作成作業は、きわめて厳しいスケジュールのもとに予定されていたが、全中大会を行うにあたっては、7月に県大会、8月上旬に東北大会が予定されていたことから、教師が時間を取ることができない状態にあった。しかも、これらの大会が終了しなければ、大会参加者が決まらないといった状況があった。そのために業務必携の作成作業は、県大会・東北大会と並行して行うこととなり、多忙を極める中での作業であった。このこともあって、その作業は必然的に遅れがちとなっていた。

しかし、前述のとおり業務必携の完成は、大会運営に必須のものであるために、どのようなことがあっても完成させなければならないものである。大会に間に合うように間違いのないように完成させるという、きわめて厳しいスケジュールの中で、精神的に緊張しながら、時間に追い詰められての作業となっていた。

- 4、被災者大友雅義は、全中大会の総務部長の要職にあり、小川委員長とともに、この業務必携の取りまとめの中心的役割を果たすことになった。特に、総務部長の役割は、業務必携の作成にとどまらず、競技部・広報部・式典部・宿泊部等の大会運営の各部の取りまとめ的役割を担う必要もあった。

その上、被災者大友雅義は、6月頃から学期末に向けての様々な事務作業

に追われながら、しかも中山中学校のバトミントン部の顧問としての部活動の指導、生徒会の指導等の困難な教員としての役割も担いながら、きわめて多忙な状況の中で業務必携作成のとりまとめ作業を行うことになった。そのために、業務必携作成のための相談時間等を時間を取ることができず、当初は委員長の小川彰との連絡も電話でのやり取りを中心に、また直接、会って打合せを行う際にも午後7時を過ぎてからというのがやっとの状況であった（甲第1号証41頁）。

このように被災者大友雅義は、多忙を極めていた。このことが、被災者大友雅義を時間的・肉体的にも、さらには精神的にも追い詰めていったことは、明らかである。

このことが、7月下旬頃までに被災者大友雅義にうつ病を発症させ、その抑うつ状態の中で業務必携の作成作業を含む全中の準備作業を続けざるを得ない状況に追い込んで行ったのである。